



INDEX

- 報酬算定・運営基準
「個別機能訓練加算の算定について」
「訪問リハビリテーションを実施する場合の取扱いについて(病院・診療所の場合)」
- 最近の動向
「東日本大震災等により被災した要介護者等への対応について」
- お知らせ
「平成23年度在宅医療サポート介護支援専門員研修(第Ⅰ期・第Ⅱ期)の受講生を募集します(今年度は年1回の募集です)」
- 注意
「社会福祉施設等における夏期の節電の取組の進め方について～節電行動計画の策定等～」
「熱中症予防に関するホームページのご案内」

平成23年7月1日発行 第84号

報酬算定・運営基準

○ 個別機能訓練加算の算定について

全ての通所介護事業所において機能訓練指導員の配置が必要であることについて、平成23年3月10日付22福保高介第1607号により通知したところですが、要件を満たして機能訓練指導員の配置を行い、利用者ごとの個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的に機能訓練を行う場合、個別機能訓練加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定が可能(加算届出が必要)です。下記のホームページにて要件等を必ずご確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

分野別→高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報>厚生労働省告示・報酬算定基準・通知等>

- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(個別機能訓練加算)

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/hoshu/service/index.html)

- ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(運動器機能訓練加算)

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/hoshu/yobo/index.html)

【お問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

報酬算定・運営基準

○ 訪問リハビリテーションを実施する場合の取扱いについて(病院・診療所の場合)

訪問リハビリテーション(以下、「訪リハ」とする。)は、別の医療機関の医師から情報提供を受けて実施することができますが、訪リハ計画は、情報提供を受けた医療機関の医師(当該訪リハ事業所医師。以下、「医師(訪リハ医師)」とする。)の診療に基づき作成されるものであることから、医師(訪リハ医師)がPTに訪リハの指示を出すこととなります。(平成15年介護報酬に係るQ&A通則問1)

訪問リハビリテーション費は、訪リハ事業所の作業療法士、理学療法士又は言語療法士が、計画的な医学的管理を行っている医師(訪リハ医師)の指示に基づき、訪リハを行った場合に算定する(告示第19号)もので、指示を行う医師(訪リハ医師)の診療の日から1月以内に行われた場合に算定しますが、上記のように別の医療機関の医師からの情報提供を受けて、訪リハを実施した場合には、情報提供を行った医療機関の医師による当該情報提供の基礎となる診療の日から1月以内に行われた場合に算定する(老企第36号第2の5(1))と規定されています。

また、継続して訪リハを実施する場合は、医師(訪リハ医師)の診療・指示が必要で、診療の日から1月以内に実施した場合に算定します。

なお、訪リハは、医師(訪リハ医師)の診療に基づく指示により実施するもので、別の医療機関の医師からの情報提供のみで実施することや、別の医療機関の医師の指示で実施することはできません。

【お問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4175

最近の動向

○ 東日本大震災等により被災した要介護者等への対応について

東日本大震災等により被災した要介護者等に関する介護保険の各種取扱い等に関し、厚生労働省及び東京都から発出されている事務連絡等は、下記のホームページに掲載しております。随時更新しますので必ずご確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】分野別→高齢者>介護保険>東日本大震災関連情報

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shinsai_jouhou/index.html)

○ 平成23年度在宅医療サポート介護支援専門員研修(第Ⅰ期・第Ⅱ期)の

受講生を募集します(今年度は年1回の募集です)

東京都では、医療ケアを含めた生活全般を支えるケアマネジメントの充実を図ることにより、利用者の自立支援に資することを目的とし、平成23年度在宅医療サポート介護支援専門員研修(第Ⅰ期・第Ⅱ期)の受講生を募集しています。なお、今年度は年1回の募集となりますので、ご注意ください。

《研修受講対象者》

東京都内の居宅介護支援事業所に勤務する、医療系資格を有しない介護支援専門員であり、医療と介護の連携を図ることにより適切なケアマネジメントを担い、地域ケア体制の基盤充実に資することができる者。ただし、常勤の介護支援専門員として従事した期間が3年(36ヶ月)以上である者を優先します。なお、受講には区市町村の推薦が必要です。

《募集要項及び申込関係書類》

特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会ホームページ(<http://cmat.jp>)よりダウンロードしてください。

《募集締切り》平成23年7月19日(火曜日) 必着

《お申し込み先》

所属する事業所所在地の区市町村の当該研修担当所管課まで(募集要項参照)

【お問い合わせ先】介護保険課介護人材係 TEL03-5320-4279

注意

○ 社会福祉施設等における夏期の節電の取組の進め方について ~節電行動計画の策定等~

今般の東日本大震災により、今夏には大幅な電力供給不足が見込まれ、緊急的な需要抑制対策を講ずることが必要となっています。

つきましては、社会福祉施設等においても節電行動計画の策定及び実施等の取組みへのご協力方、よろしくお願いいたします。詳しくは下記のホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】 分野別→高齢者>介護保険>東日本大震災関連情報

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shinsai_jouhou/setuden/index.html)

【お問い合わせ先】

居宅系サービス 介護保険課介護保険係 TEL03-5320-4291

施設系サービス 施設支援課施設運営係 TEL03-5320-4264

注意

○ 熱中症予防に関するホームページのご案内

厚生労働省のホームページに、熱中症予防のためのリーフレット等が掲載されましたので、事業所内の掲示や職員への周知などにご活用ください。

【厚生労働省ホームページ】(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001ei44.html>)

また、熱中症に関するデータや対策、応急処置等の詳細については、東京消防庁の報道発表資料「熱中症に注意! ~節電に伴う熱中症対策~」(平成23年6月8日付)を下記のホームページにてご確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

分野別→高齢者>介護保険>東日本大震災関連情報>東日本大震災に関する通知一覧(平成23年5月以降)

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shinsai_jouhou/shinnsai3/index.html)

【お問い合わせ先】

居宅系サービス 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

施設系サービス 施設支援課施設運営係 TEL03-5320-4264